

# なずな訪問看護ステーションの概要

## 1 事業所の名称及び所在地

名称 なずな訪問看護ステーション  
所在地 〒350-0837 川越市石田 243-1  
電話番号 049-298-7261  
事業者番号 1160490318  
サービス種別 訪問看護(介護予防訪問看護)

## 2 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日(12月31日～1月3日を除く)  
営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで  
連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

## 3 通常の事業の実施地域

川越市、川島町  
※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

## 4 従業員の職種、員数及び職務内容

### ・管理者 1人(常勤)(常勤兼務)

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

### ・訪問看護職員 6人(常勤職員 6人)

訪問看護職員等は、(介護予防)訪問看護の提供にあたる。

### ・リハビリ職員 5人(常勤職員 5人・理学療法士、作業療法士)

リハビリ職員等は、医師の指示により看護師と共同でリハビリを行う。

### ・事務職員 1人(常勤)

電話対応及び請求業務を行う。

## 5 利用料について

訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

## 6 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり50円です。

## 7 秘密保持

利用者又はその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

## 8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 9 サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口(担当:管理者及び苦情受付責任者)

電話番号 049-298-7261

受付時間 月曜日～土曜日(午前8時30分～午後5時30分)

### その他の苦情・相談窓口

・川越市 介護保険課 049-224-8811(代)

・川島町 健康福祉課 介護保険係 049-299-1756(代)

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話 048-824-2568

受付時間 午前8時30分～午後5時00分(土日祝日を除く)

